

## 国民健康保険の保険証（被保険者証）の更新時期です

現在お使いいただいている国民健康保険の保険証（被保険者証）の有効期限は、令和6年7月31日までになっています。

令和6年8月1日からご利用いただける新しい保険証は、世帯の中の加入者全員分をまとめて世帯主宛てに7月下旬に郵送します。

令和6年8月1日から令和7年7月31日までの保険証の色は「うぐいす色」です。



## 国民健康保険の限度額適用認定証は更新手続きが必要です

国民健康保険の限度額適用認定証（減額認定証）は毎年更新のお手続きが必要です。有効期限が令和6年7月31日の方は**8月中に更新の申請をお願いします**。申請していただいた月の初日から有効になります。（持ち物：保険証、マイナンバーがわかるもの、別世帯の方は委任状）

※マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証（減額認定証）の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

## 国民健康保険の加入・脱退は届出が必要です

退職等により国民健康保険に加入するときや、就職等により国民健康保険から脱退するときは届出が必要です。届出が遅れると、医療機関での受診に影響したり、保険料（税）が二重に課税されたりすることがありますので、速やかな届出をお願いします。

マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインでも届出できます。右のQRコードから手続きサイトにアクセスできます。



## 第三者の行為（交通事故等）でケガをした時は、届出が必要です

第三者の行為によるケガは、一般に第三者が治療費を負担するため、保険証は利用できませんが、「第三者行為による傷病届」を国民健康保険に提出することで、保険証を利用して治療を受けることができます。

この場合、医療費を国民健康保険が一時的に立て替えている状態ですので、医療費に関する加害者への請求権は、国民健康保険が持つことになり、治療後に国民健康保険が第三者に治療費を請求します。

ただし、すでに示談が成立したり、治療費を直接受け取っているときは、保険証は使えませんのでご注意ください。



## 白鷹町の皆さん、これからよろしくお願ひします！

**白**

鷹町の皆さん、はじめまして。5月から

白鷹町地域おこし協力隊となりました山川千尋です。宮城県塩竈市という太平洋に面した小さな港町から来ました。結婚することを機に白鷹町に来ることを考えていた中で、地域おこし協力隊に応募しました。

着任前は、仙台市内にある大学図書館のスタッフとして働いていました。私は読書が趣味で、白鷹町に来てさっそく嬉しかったことは、家から徒歩5分圏内に白鷹町立図書館があることです。いままでは近所に図書館がなかったため、こんなに近くに図書館があれば生活がとても豊かになると思ひました。

協力隊としての主な活動は、白鷹町歴史民俗資料館あゆみしるのPR活動、白鷹町の歴史や文化に関する

情報発信、地域のイベントに参加することです。いまはまだ白鷹町の歴史や文化について情報発信できるまでの知識はありませんが、地域おこし協力隊の先輩で学芸員の大内さんからいろいろ学んでいるところです。気長に待っていただけたらありがたいです。

最近参加した地域内のイベントは、中山の棚田の田植え体験と佐藤文隆記念白鷹宇宙探検隊の朝日風穴探検です。今まで野外活動には縁がなかったのですが、白鷹町に来てから初めて田植えを体験し、朝日風穴までの険しい山道も登ることができました。

農業や自然に触れることができ、白鷹町の素晴らしさを、協力隊員として発信していけるようにがんばりますので、どうぞよろしくお願ひします！



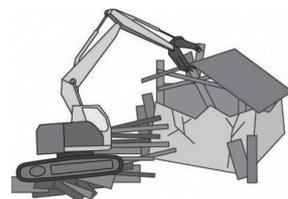
## 空き家解体補助事業についてのご案内

### 【補助対象内容】

- 補助対象の建物 ①②のいずれか
  - ①特定空家等に認定された建物
  - ②道路や近隣住宅へ倒壊の恐れのある危険空き家等
- (注)②については、住宅地区改良法に定める「住宅の不良度測定基準」に基づく評点と「隣地等への危険度判定基準」を基に専門家立会いのもと、実際の建物外観を調査した上で測定させていただきます。
- 事業実施者
  - ・所有者等(所有者または法定相続人等)に限ります。
  - ・所有者等が複数の場合は、代表者を選任して実施することができます。 ※権利者の同意必須
- 公共事業による移転等の事業は含みません。
- 対象事業費が500,000円以上のも
- 所有権以外の権利が設定されている場合は解除するか、解体の承諾または許可を得ているもの

### 【補助金額】

- 補助対象：建物解体費、廃材処分費、運搬料、機械等使用料、燃料費等
- 補助率：1/2（上限500,000円）
- 町内業者が解体撤去工事を行う場合は100,000円を加算します。



### 【募集期間】

- 7月16日(火)から8月9日(金)まで
- ※建設課窓口、町ホームページにある様式第1号(事前協議書)を必要書類と合わせて下記までご提出ください。

### 【注意点】

- 様式第1号の提出は補助金の交付を確約するものではありません。
- 募集期間終了後に現地調査を行い、その結果で補助金の交付を内示します。(8月下旬頃を予定)

【提出・問い合わせ】白鷹町空き家相談窓口：建設課 都市・住宅係 ☎ 85-6140